



オーストラリアでビザ申請代行業務を行う

ビザ申請代行業務とは何ですか？

ビザ申請代行業務とは、ビザ手続きに関する知識または経験をもつ人が、以下のようにビザ申請やその他のビザに関する事項を援助することです。

- ビザ申請書やその他の書類の作成、または作成の援助。
- ビザ申請やビザに関する事項についてのアドバイス。
- ビザに関する事項について、裁判所や審査機関での手続きの代理やその準備。

ビザ申請代行業務には以下は含まれません。

- 申請書やその他の書類を作成する(または作成を手伝う)ための書類のスキャンや郵送などの事務作業。
- 翻訳・通訳サービスの提供。
- 他人にビザを申請するようにアドバイスする。
- 第三者が作成した情報を、その情報に関する実質的な意見や説明なしに伝える。

オーストラリアでは誰がビザ申請代行業務を行うことができますか？

オーストラリアで合法的にビザ申請代行業務を行うことができるのは、移住手続き認定代行業者 (registered migration agents)、オーストラリア弁護士、または認定免除者に限られます。

移住手続き認定代行業者 (Registered migration agents)

移住手続き認定代行業者が、Office of the Migration Agents Registration Authority (OMARA)のウェブサイト www.mara.gov.au にある「Register of Migration Agents」に載るためには、専門的知識をもち、善良な人物像であることが求められます。

弁護士

弁護士とは、オーストラリアの弁護士免許を保有する法律家です。弁護士は、法律実務に関連してビザ申請代行業務を行うことができます。

認定免除者

以下のような人がビザ申請代行業務に対して料金を請求しない場合は、合法的に代行業務を行うことができます。

- ビザ申請者の推薦人、スポンサー、近親者。
- 国会議員や、外交使節団、領事部、国際機関のメンバー。
- *Public Service Act 1999*に基づいて従事している人、または州や準州の公共サービスのメンバーで、業務の一環としてビザ申請代行業務を行う人。
- 大臣に提出する書類の作成を無料で援助する人。

その他の情報

ビザ申請代行業務に対する問題を申し立てる方法など、オーストラリアで誰がビザ申請代行業務を行うことができるかに関するその他の情報は、Department of Home Affairsのウェブサイトの「[Who can help you with your application?](#)」のページをご覧ください。

留学エージェント

留学エージェントは免除対象者ではなく、移住手続き認定代行業者または弁護士でもない限り、オーストラリアで合法的にビザ申請代行業務を行うことはできません。

不法なビザ申請代行業務を行った場合の罰則

移住手続き認定代行業者、弁護士、認定免除者でない限り、オーストラリアでビザ申請代行業務を行うことは違法です。

不法なビザ申請代行業務を行った場合、最高10年の禁固刑が科せられます。

不法なビザ申請代行業務の報告

オーストラリアで不法なビザ申請代行業務を行う人がいれば、Department of Home Affairsのウェブサイトにある「[Border Watch Online Report](#)」を使用し、報告する必要があります。

2021年7月